

市民参画条例の構成（案）

【用語について】

- ・「基本条例」は「花巻市まちづくり基本条例」をいう。
- ・「ガイドライン」は「市政への市民参画ガイドライン」をいう。

No.	項目	条例に規定する内容	条例に規定するより どころ
1	趣旨	基本条例第 12 条第 2 項に基づき、市民の参画に関する基本的な事項を定める	
2	定義	基本条例第 2 条で規定しているが、市民参画における用語として規定する。 ➡他市では、用語の定義を規定している場合が多い。	・基本条例第 2 条で規定している。
3	市民の責務	基本条例第 7 条で規定しているが、市民参画における市民の責務として規定する。 ➡他市では、市民の責務を規定している場合が多い。	・基本条例第 7 条で規定している。
4	市の執行機関の責務	市民参画における市の執行機関の責務として定めることができる。 ➡他市でも、市の執行機関の責務又は市長の責務として規定している場合が多い。	・基本条例で規定しないため、規定する。
5	市民参画の対象	市民参画の手続きとして、規定する。 ➡他市では、市民参画の対象を規定している場合が多い。	・ガイドライン Ⅲ－2「市民参画の対象について」アからキまでを盛り込む。
6	市民参画の対象から除外できるもの	市民参画の手続きとして、規定する。 ➡他市では、市民参画の対象から除外できるものを規定している場合が多い。	・ガイドライン Ⅲ－2「市民参画の対象から除外できるもの」アからオまでを盛り込む
7	市民参画の方法	基本条例第 13 条で規定しているが、市民参画の方法として規定する。 また、「市民参画の実施時期」及び「参画の実施結果の公表」を併せて規定する。 ➡他市では、市民参画の方法の中に、「市民参画の実施時期」及び「実施結果の公表」を併せて規定している場合が多い。	・基本条例第 13 条を盛り込む。 ・ガイドラインⅢ－3「市民参画の実施時期」及びガイドラインⅢ－5「市民参画の実施予定及び結果の公表」を盛り込む。

No.	項目	条例に規定する内容	条例に規定する よりどころ
8	市民参画の点検 及び評価	<p>基本条例第 15 条で規定しているが、市民参画・協働推進委員会による点検及び評価として規定する。</p> <p>また、「市の執行機関」及び「市の執行機関の内部（チーム会議）」による点検及び評価を併せて規定する。</p> <p>➡他市では市民参画の「評価」を条例で規定している例は少なく、審議会規則の中で定めている場合が多い。</p> <p>当市は、市民参画・協働推進委員会規則に点検・評価が規定されていないため、本条例で規定する。</p> <p>また、当市の特徴である内部評価（チーム会議）についても規定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例第 15 条を盛り込む。 ・ガイドラインⅢ－6「市民参画の運用の評価」を盛り込む。
9	委任	<p>条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるとし、ガイドライン運用マニュアルに規定しているもの等事務処理に必要な事項を規則などで定める。</p> <p>➡他市では、委任を規定している場合が多い。</p>	